

世田谷区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

〔平成 20 年 11 月 1 日
20 世 経 理 第 429 号〕

(目 的)

第 1 この基準は、世田谷区契約事務規則（昭和 39 年 3 月世田谷区規則第 4 号。以下「規則」という。）第 36 条の規定に基づき世田谷区が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負を除く。以下同じ。）の指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(指名の判断事項)

第 2 規則第 2 条第 2 項に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）は、入札参加者につき、次の各号を調査のうえ、第 3 により指名を行うものとする。

- ① 経営及び信用の状況
- ② 不誠実な行為の有無
- ③ 発注業務の履行についての技術的適性
- ④ 発注業務の内容に適した専門性
- ⑤ 世田谷区発注業務の履行状況
- ⑥ 官公庁等発注業務の実績の有無
- ⑦ その他、不適格者と認められる事実の有無

(指名方法)

第 3 指名する場合の一般的基準は、次の各号のとおりとする。

- ① 契約担当者は、発注業務の内容に適合する営業種目の入札参加資格を有する者のうち、第 2 により適格性を有すると判断された者（以下「適格者」という。）で、受付期限までに不備等のない希望票を提出した者の内から指名する。ただし、指名業者数が十分確保できない又は発注に急を要する等の理由により希望票を募る暇のない場合その他特別の事情がある場合は、希望票の提出がない者からも指名することができる。
- ② 契約担当者は、前号により入札参加者を指名する場合には、次のいずれかに該当する者を、他の適格者に優先して指名することができる。
 - ア 過去に同一の発注業務がある場合、前回発注業務（以下「前回業務」という。）の受注者。ただし、前回業務の履行状況が不適切であったものを除く。
 - イ 発注業務が、区が既に発注した他の業務並びに他官公庁又は民間の発注した他の業務と関連する場合、当該他の業務の受注者。
 - ウ 同種の業務において、履行状況が良好であった者
 - エ 中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項で定める者）

- オ 中小企業庁から官公需適格組合の証明を受けている組合
- カ 区内に本店又は主たる営業所を有するもの

(指名の制限)

第4 次の各号のいずれかに該当する者は、指名することができない。

- ① 不誠実な行為がある者
 - ア 世田谷区指名停止基準に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者
 - イ 契約条項を遵守しないなど業務の履行が不誠実である者
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、不誠実な行為がある者
- ② 経営状況が著しく不健全である者
- ③ 一の入札で、協同組合などを指名した場合、当該組合の構成員
- ④ 前各号のほか、第2の各号を調査した結果、指名業者として指名することが不適切と認められる者

(特別措置)

第5 契約担当者は、平成22年3月31日までの間、希望票の提出がない者から指名する場合においては事前に公表した営業種目以外の営業種目の入札参加資格を有する者で適格性を有すると判断されたものからも指名することができる。